

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年5月27日

**【会社名】** アイフル株式会社

**【英訳名】** AIFUL CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 福田 吉孝

**【本店の所在の場所】** 京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

**【電話番号】** 075(201)2000（大代表）

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員経理本部長・総務部・審査部・コンプライアンス部・情報システム部担当 涌田 暢之

**【最寄りの連絡場所】** 京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

**【電話番号】** 075(201)2000（大代表）

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員経理本部長・総務部・審査部・コンプライアンス部・情報システム部担当 涌田 暢之

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 新株予約権証券

**【届出の対象とした募集金額】** その他の者に対する割当 0円  
本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,495,535,100円  
(注) 1. 本募集は、平成25年4月26日開催の当社取締役会の決議に基づき、ストック・オプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。  
2. 募集金額は、新株予約権をストック・オプションとしての目的で発行することから無償で発行するものといたします。

**【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません。

**【縦覧に供する場所】** アイフル株式会社 東京支社  
(東京都港区芝二丁目31番19号)  
アイフル株式会社 船橋支店  
(千葉県船橋市本町四丁目41番19号)  
アイフル株式会社 大宮西口支店  
(さいたま市大宮区桜木町一丁目1番地26)  
アイフル株式会社 横浜西口支店  
(横浜市西区北幸一丁目8-2)  
アイフル株式会社 金山支店  
(名古屋市中区金山四丁目6番2号)  
アイフル株式会社 梅田支店  
(大阪市北区梅田一丁目2番2-100号)  
アイフル株式会社 三宮駅前支店  
(神戸市中央区北長狭通一丁目2-2)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年4月26日付で提出した有価証券届出書、平成25年5月14日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書及び平成25年5月23日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、新株予約権の行使時の払込金額等を平成25年5月27日に決定いたしましたので、これらに関連する事項を訂正するために有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権）

###### （1）募集の条件

###### （2）新株予約権の内容等

新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

##### 2 新規発行による手取金の使途

###### （1）新規発行による手取金の額

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_線で示しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権）】

（訂正前）

##### (1) 【募集の条件】

発行数	30,040個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年5月13日～平成25年5月24日
申込証拠金	0円
申込取扱場所	アイフル株式会社 人事部
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成25年5月27日
払込取扱場所	該当事項はありません。

（注）1．本新株予約権証券の発行については、平成25年4月26日（金）開催の当社取締役会においてその発行の決議をしております。

#### 2．申込の方法

申込方法は、申込期間に申込取扱場所に申込をすることとします。

3．本新株予約権の募集はストック・オプションの目的をもって行うものであり、当社の従業員及び当社子会社の従業員に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社従業員	1,429名	28,580個
当社子会社の従業員	73名	1,460個
合計	1,502名	30,040個

(訂正後)

発行数	29,851個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年5月13日～平成25年5月24日
申込証拠金	0円
申込取扱場所	アイフル株式会社 人事部
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成25年5月27日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権証券の発行については、平成25年4月26日(金)開催の当社取締役会においてその発行の決議をしております。

## 2. 申込の方法

申込方法は、申込期間に申込取扱場所に申込をすることとします。

3. 本新株予約権の募集はストック・オプションの目的をもって行うものであり、当社の従業員及び当社子会社の従業員に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社従業員	1,426名	28,404個
当社子会社の従業員	73名	1,447個
合計	1,499名	29,851個

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の数

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の数	1,502,000株 新株予約権1個につき、目的となる株式の数 50株。ただし、下記(注)1.の定めにより株式数の調整を受けることがあります。
-----------------	--

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の数	1,492,550株 新株予約権1個につき、目的となる株式の数 50株。ただし、下記(注)1.の定めにより株式数の調整を受けることがあります。
-----------------	--

## 新株予約権の行使時の払込金額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。</p> <p>行使価額は、<u>新株予約権を割当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、その価額が割当日の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とします。</u></p> <p>ただし、下記（注）2.の定めにより、行使価額の調整を受けることがあります。</p>
----------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。</p> <p>行使価額は、<u>1株当たり1,002円</u>とします。</p> <p>ただし、下記（注）2.の定めにより、行使価額の調整を受けることがあります。</p>
----------------	---

## 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p><u>1,613,148,000円</u></p> <p>発行価額の総額は、<u>本有価証券届出書提出日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の見込額</u>です。</p>
---------------------------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p><u>1,495,535,100円</u></p>
---------------------------------	------------------------------

## 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

(訂正前)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>当社普通株式1株の発行価格は、<u>行使価額と同額</u>とします。ただし、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄により、変更されることがあります。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。</p>
-------------------------------------	---

(訂正後)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>当社普通株式1株の発行価格は、<u>1,002円</u>とします。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。</p>
-------------------------------------	--

## 2【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,613,148,000(注)1.	1,000,000(注)2.	1,612,148,000

(注)1. 払込金額の総額(本新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額)は、本有価証券届出書提出日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の見込額です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,495,535,100	1,000,000(注)	1,494,535,100

(注)発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。